

上三川いきいきプラザの指定管理者審査会設置要綱

(設置)

第1条 上三川いきいきプラザの設置及び管理に関する条例施行規則（平成19年上三川町規則第34号）第9条2号の規定に基づき、町が設置する上三川いきいきプラザの指定管理者指定申請書を審査するため、上三川いきいきプラザ運営委員会内に上三川いきいきプラザ指定管理者審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査会の業務)

第2条 審査会は、上三川いきいきプラザ指定管理者指定申請者から提出された応募書類等を公正かつ適正に審査を行い、その結果を上三川町公の施設指定管理者選定委員会に報告する。

(審査会の組織)

第3条 審査会の委員は、上三川いきいきプラザ運営委員会の委員のうちから、町長が選任する。

2 審査委員の委員は8人以内をもって組織する。

(会長)

第4条 審査会に会長を置き、委員のうちから委員の互選により定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(審査会)

第5条 審査会は、会長が招集し議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席によって成立する

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員若しくは有識者等を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、福祉課において処理する。

(秘密を守る義務)

第8条 審査会の委員は、その職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、平成19年7月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月10日から施行する。